

7月～8月は市町村税徴収強化月間です

町税等の納付はお済みですか？

問 税務課 ☎(57) 4 1 2 4

町税等を納期限内に納めていない方には、督促状や催告書などで自主的な納付をお願いしておりますが、それでも納めていない方には税負担の公平性を保つため、やむを得ず財産調査や預貯金、給与、生命保険、不動産などの差押えをすることになります。

まだ、納めていない方はお早めに最寄りの金融機関または役場で納めてください。役場では、現年度分の町税等納付に限り月曜と金曜の午後7時まで税務課窓口を開設していますのでご利用ください。(過年度分の納付や分納の方は、午後5時15分までの受付となります。)

また、町税等を納期限内に納めることが難しい方は、早めに税務課にご相談ください。

財産調査とは

- ・勤務先への給与照会
- ・土地・家屋・自動車等の所有状況調査
- ・金融機関での預貯金調査
- ・生命保険の契約状況照会 など



差押処分とは

勤務先からの給与、土地・家屋、預貯金や自動車、生命保険などを差押えします。納付約束を守らない方で悪質な場合は、自宅を捜索し家財などの差押えを行います。差押えは、滞納者の意思にかかわらず強制的に執行されます。

納税相談

病气、失業などで納付が困難である場合、必ず税務課に相談してください。

個人事業税の納税について

問 栃木県税事務所

☎0282(23) 3414

8月は、平成28年中に個人で事業を営まれていた方に、個人事業税が課税されます。

納める額は、原則として所得金額から290万円を引いた額に次の税率を乗じた金額となります。

区分	事業の種類別	税率
第一種事業	物品販売業、製造業、不動産貸付業等	5%
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	4%
第三種事業	医業、弁護士業、理美容業等	5%
	あんま・はり・きゅう等の業等	3%

一期分の納期限は 8月31日(木)です。最寄りの金融機関等で納付してください。

二期分の納付書は、11月上旬に発送となります。

口座振替による納税を希望される方は、今年度の二期分(11月)から御利用になれますので、お取引先の金融機関で手続きをお願いします。

平成28年中に家屋を新築等により取得された方へ

問 栃木県税事務所

☎0282(23) 3413

平成28年中に家屋を新築、増築および改築により取得された方に対し、7月に不動産取得税が課税されます。

納税通知書がお手元に送付された方は、納期限7月31日(月)までに、最寄りの金融機関または県税事務所窓口にて納税してください。

マイナンバーカード日曜交付

問 住民課 ☎(57) 4 1 2 6

マイナンバーカード(個人番号カード)のお渡しは、役場開庁時間内ですが、平日来庁が困難な方のために、次の日時に交付業務を行います。

☎7月30日(日) 9時～12時  
☎住民課  
持参する物

カード交付の案内ハガキ・通知カード・本人確認書類(運転免許証等)・印鑑登録証(赤い手帳もしくは磁気カード)  
・住民基本台帳カード(お持ちの方)